

2. 事件

2. 1 事件の概要

今回の不正入札事件は市幹部職員らと業者が水道工事発注を巡り、偽計を用いて公の入札の公正を害する行為をしたとして逮捕、競売入札妨害罪・あっせん収賄罪・贈収賄罪で起訴され有罪判決を受けたものである。(ただし、甲業者の判決は平成16年7月14日予定)

2. 2 競売入札妨害・贈収賄事件

(1) 平成15年10月9日、当時の総務部契約課長及び嘱託職員(前砂川支所長)が平成14年度の水道工事発注を巡る指名競争入札に談合関与の疑いがあるとして競売入札妨害罪で逮捕され、平成15年10月30日に競売入札妨害罪(刑法第96条の3第1項)により共同被告人として起訴された。その後別件で再逮捕され、両名について競売入札妨害罪で追起訴、嘱託職員はあっせん収賄罪(刑法第197条の4)で同年11月19日追起訴された。

さらに、平成16年1月16日には、当時の総務部長、環境下水道部清掃事務所長(元工事契約係長)が平成13年度の入札において、市内業者の求めに応じて有利な指名業者を選定したり、予定価格を漏らしたとする競売入札妨害罪で逮捕され、平成16年2月6日、競売入札妨害罪(刑法第96条の3第1項)により起訴された。清掃事務所長は不起訴処分となり釈放された。

起訴された当時の職員3名については、元契約課長は平成16年5月10日東京地方裁判所八王子支部で懲役1年、執行猶予2年の判決が、元嘱託職員についても懲役3年、執行猶予5年・追徴金685万円の判決が下された。また、元総務部長については平成16年5月18日東京地方裁判所八王子支部で懲役1年6月、執行猶予3年の判決が下された。

(2) 今回の事件では、同時に4人の業者も逮捕された。元契約課長・元嘱託職員・元総務部長ら3被告の各起訴事実に関係対応する市内水道工事業者について共謀による競売入札妨害罪、贈賄罪により逐次逮捕、起訴され有罪判決を受けた。(甲被告を除く)

丁被告は平成16年2月19日東京地方裁判所八王子支部で懲役1年、執行猶予4年の判決が下された。丙被告は平成16年3月19日東京地方裁判所八王子支部で懲役1年6月、執行猶予5年の判決が下された。乙被告は平成16年4月14日東京地方裁判所八王子支部で懲役1年6月、執行猶予4年の判決が下された。甲業者は平成16年7月14日東京地方裁判所八王子支部で判決が予定されている。(求刑は懲役1年6月)

一連の裁判は、平成16年7月14日の甲被告の判決をもってすべて終了す

る予定である。

(3) 今回の事件の背景を究明するため、①関係者からのヒアリング②入札・契約事務にかかる問題点の調査・分析③再発防止策④業者との癒着防止に向けた職場体制⑤職員倫理の向上に向けた取組みの視点から調査を重ねたが、直接的な原因は、立川市の契約事務、とりわけ業者指名を巡って引き起こされた事件である。しかし、弁護士チームや監査法人の報告書にもあるように、その背景には業界の長年にわたる談合体質とそれを甘受してきた市役所全体の体質、議員等による口利き・働きかけの政治風土による、倫理観、コンプライアンス(倫理・法令遵守)体制の欠如など、立川市の人事行政、特に一部幹部職員の人選・任用等についての不適切人事を指摘せざるを得ない。